

暮らしのお知らせ

さまざまな手続きで使えます

マイナンバーカード

マイナンバーカードを使うことで簡単にできる手続きが増えていきます。

マイナンバーカードの申請は郵送やインターネットで行えます。申請書が手元にならない場合は、市民課（市役所1階）で配布しているほか、郵送でも受け取ることが出来ます。郵送での受け取りを希望する人は、同課（☎20・1525）へ連絡してください。

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、次の必要書類を持って同課で受け取ってください。

必要書類 交付通知書、本人確認ができる物（運転免許証、パスポートなど）官公署発行の写真付きの物1点。または健康保険証・資格確認書、年金手帳など2点、マイナンバーの通知カード・住民基本台帳カード（持っている人）

マイナンバーカードでできること

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できるほか、次のような手続きができます。

- インターネットで確定申告書が提出できるe・Taxの利用
- 全国のコンビニエンスストアやイオン（成田店を含む一部店舗）での住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書、所得証明書、戸籍謄（抄）本・戸籍の附票（本市に住民記録と本籍がある人のみ）の交付

暗証番号が不要なマイナンバーカードも

暗証番号の設定や管理に不安がある人のために、暗証番号が不要な顔認証マイナンバーカードがあります。これは本人確認書類や健康保険証として利用できます。なお、e・Taxやコンビニ交付サービスは利用できません。

コンビニ交付がお得に利用できます

マイナンバーカードの普及を促進するため、3月31日までコンビニ交付サービスにかかる手数料を100円減額していますので、ぜひ利用してください。

※くわしくは市民課へ。

継続利用の場合は申請を

限度額適用認定証など

国民健康保険加入者が高額な医療を受ける時に、医療機関での支払いを自己負担限度額までにする限度額適用認定証などの有効期限は7月31日です。引き続き必要人は申請してください。

なお、過去1年間に91日以上入院期間がある人は、専用フォームからは申請できません。入院期間が分かる領収書などを添えて、窓口または郵送で申請してください。

申請窓口 保険年金課（市役所1階）、下総・大栄支所
申請に必要な物 対象者の健康保険証・資格確認書、世帯主と対

消費生活センターからお知らせします

インターネット通販サイトであらかじめ入っているチェックに注意!

インターネット通販サイトの中には、消費者が気付きにくい形で、追加料金が発生するような選択肢にあらかじめチェックが入っているものがあります。

1回だけ注文したつもりが定期購入になっていた、購入と同時に関連するサービスに申し込まれていたりするなど、意図しない契約につながる場合があります。商品を購入する時は、次のことに気を付けましょう。

- 「注文確定」を押す前に、必ず最終確認画面の商品の内容や支払総額、取引条件が自分の希望と合っているかを確認する
- 誤認させる表示により注文した場合は契約を取り消せることがあるため、表示画面をスクリーンショットなどで保存しておく

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。



対象者のマイナンバーが分かる物、窓口に来る人の本人確認ができる物（運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど）

申請方法 申請に必要な物を持って申請窓口へ。または



市ホームページ

市ホームページにある申請書を郵送で保険年金課（〒286・858 5 花崎町760）へ。専用フォームからも申し込めます



専用フォーム

※くわしくは保険年金課（☎20・1526）へ。

被害を未然に防ぐために

電話de詐欺対策

令和7年1月からの市内における電話de詐欺(オレオレ詐欺などの特殊詐欺)の被害件数は4月30日時点で4件、被害総額は1、339万円でした。

犯人は、警察や市役所、親族などを名乗り「クレジットカードが不正に利用されている」「還付金がある」「キャッシュカードの交換が必要だ」など、言葉巧みにだます話術を持っています。口座番号や暗証番号を聞き出そうとしたり、現金・キャッシュカードを要求したりする電話があった場合は、すぐに警察へ連絡してください。誰もがだまされる可能性があるという意識を持つことが大切です。また、犯人と接触しないよう次

のような対策をしましょう。

○電話機を留守番電話設定にする
○迷惑電話対策機能付き電話機を利用する

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

許可や届け出が必要です

農地の転用

農地の転用について、次の場合は、許可や届け出が必要です。

○宅地・駐車場・資材置き場などに転用する

○埋め立てなど、一時的に農地以外の用途で使用する

違反者には県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

限りある資源を大切に

節水

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。貴重な資源を守るために節水を心掛けましょう。

○蛇口は小まめに閉める
○洗濯などは風呂の残り湯を使う
○歯磨きはコップを使って行う
○洗車はバケツを使って行う

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

団体での回収に奨励金

地域でのリサイクル運動

市では、再利用できる資源物を回収するリサイクル運動を推進しています。市に登録してリサイクル運動を行った団体に、奨励金を

交付します。

奨励金Ⅱ資源物Ⅰキログラム当たり10円

資源物Ⅱ市内の一般家庭から出された紙類、衣類・布類、瓶類、缶類、金属類、ペットボトル

登録できる団体Ⅱ自治会、子ども会、高齢者クラブ、市民サークル、地域住民で構成された営利を目的としない団体

登録方法Ⅱクリーン

推進課(市役所5階)または市ホームページにある申請書を同課へ



市ホームページ

※くわしくは同課(☎20・1530)へ。

7月14日に発送します

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けている人などへ8月から使用する負担割合証を7月14日(月)に発送します。これまでの負担割合から変更となる場合があるので、必ず確認してください。

なお、負担割合証は介護サービスを利用する際に介護保険証と併せてケアマネジャーや施設に提示する必要がありますので、大切に保管

してください。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

期限内の納付にご協力を

介護保険料

65歳以上で介護保険料を納付書や口座振替で納付(普通徴収)している人に、介護保険料額決定・納付通知書を7月14日(月)に発送します。同封の納付書は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでの支払いのほか、ペイジー、スマートフォン決済アプリなどでの支払いにも対応しています。

年金からの引き落としで納付(特別徴収)している人には、保険料額決定通知書を7月18日(金)に発送します。前年に年金から引き落としされていた人の保険料が年度途中で変更になった場合などは、納付書や口座振替での納付に変更されていることがあるので注意してください。

また、災害などの特別な事情によって保険料の納付が困難な時には、保険料の徴収が猶予、減額・免除される場合があります。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



6月1日(日)～15日(日)

1日	中郷地区騒音対策協議会総会
4日	議会運営委員会 定例記者会見
5日	成田国際空港警察署管内防犯協会総会
6日	6月定例市議会開会(～25日) 全員協議会 成田法人会総会
7日	豊住地区成田空港騒音対策協議会総会 久住地区空港対策委員会総会 スポーツ協会表彰式
8日	下総地区空港対策委員会総会
10日	市議会一般質問(～13日)
12日	成田空港に関する四者協議会
13日	田畑から未来の成田をつくる会総会
14日	水防訓練
15日	遠山地区騒音対策委員会総会



定例市議会で(6日)

暮らしのお知らせ

美しいまちをわたしたちの手で

環境美化運動

8月3日(日)を中心に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。

なお、個人や事業所で環境美化運動に参加する場合は、ごみ袋を配布しますので、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

注意報が発令されたら

光化学スモッグ

市では、防災行政無線・なりたメール配信サービスで光化学スモッグ注意報をお知らせしています。注意報が発令されたら、屋外での激しい運動を避け、できるだけ外に出ないようにしてください。目や喉が痛くなったり息がしづらくなったりしたら、きれいな水で目を洗う、よくうがいをする、涼しい場所で安静にするなどの応

急処置をしてください。

応急処置で良くならない時は、医師に相談してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

分別に協力を

資源物の回収

市では、紙類、衣類・布類を資源物として回収しています。

指定袋がありませんので、次の通り分別してごみ集積所へ出してください。

紙類

○新聞・雑誌・段ボール・紙パツク：種類ごとにまとめ、ひもで十文字に縛る

○雑がみ(封筒、シュレッダー古紙、お菓子・ティッシュの箱など)：ビニールや汚れを取り除いて紙袋に入れ、ひもで十文字に縛る(シュレッダー古紙は透明なビニール袋でも可)

衣類・布類

○スーツ・Tシャツ・ハンカチなど：雨にぬれないように透明なビニール袋に入れる

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

病害虫を防ぐために

植物などの移動規制

沖縄・小笠原諸島などの地域で農作物の病気を引き起こす害虫などが発生しています。害虫のまん延を防ぐため、一部の植物などは植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制されています。

対象地域へ行く人は、対象植物(サツマイモ・かんきつ類の苗木など)を持ち帰らないでください。

※くわしくは横浜植物防疫所千葉出張所(☎043・242・8401)へ。

活動を支援します

防犯パトロール物品の貸し出し

市では、地域の自主防犯活動への支援として、防犯パトロールを実施している団体へ必要な物品を貸し出しています。貸し出しには申請が必要です。

なお、車用青色回転灯の装着には千葉県警察本部長の証明書と地方運輸局などでの手続きが必要です。

対象Ⅱ市内を区域として防犯パト

ロールを月に1回以上行っている営利を目的としない団体

貸出物品Ⅱ防犯ベスト・パトロール帽子・腕章・青色合図灯・車用蛍光マグネット・車用青色回転灯

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

使用人数が変わったら連絡を

公共下水道・農業集落排水

公共下水道で井戸水を使用している世帯や農業集落排水を使用している世帯で、転居などにより使用人数に変更がある場合は下水道課(☎20・1553)に連絡してください。

連絡がない場合は、公共下水道使用料・農業集落排水使用料が変更されません。

※くわしくは同課へ。

資産税課へ連絡を

家屋の新築・増築など

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の

土地・家屋の所有者に課税されます。家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがある場合は資産税課(☎20・1514)へ連絡してください。

事務所を居宅にしたなどの用途の変更は、現地確認が必要な場合があります。

また、未登記家屋の所有者変更や取り壊しの場合は、届け出がないと翌年度以降も課税される場合がありますので注意してください。

※くわしくは資産税課へ。

定期的に点検を

井戸の衛生管理

井戸の衛生管理は設置者の責任となりますので、次のことに気を付けて適正に管理してください。

○井戸やその周辺は定期的に掃除や点検をして清潔に保つ

○井戸やその周辺に人や動物が入れないようにする

○定期的に水質検査を受ける

○新たに設置した井戸も飲用前に水質検査を受け、安全を確認する

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。